

価格差に着目した支援の認定申請に関するQ&A

2025年2月28日時点版

※本Q&Aは2025年2月28日時点での状況に基づき作成したものであり、制度運営や関係各所との調整によって追加・修正を行うことがあります。

番号	質問	回答
1. 支援対象の範囲について		
1-1	低炭素水素等供給事業者となり得る主体はどのような事業者か。また、低炭素水素等供給事業者のうち申請者となるべき事業者は何か。	低炭素水素等供給事業者は、低炭素水素等を国内で製造し、又は輸入して供給する者を指し、これらの事業者は申請者となる必要があります。 この際、申請した低炭素水素等供給等事業計画（以下、「計画」）を運営するために設立する特別目的会社等（以下、「SPC等」）の法人が申請者となる場合は、そのSPC等の主たる出資者も当該SPC等と連名で低炭素水素等供給事業者として申請してください。それ以外のSPC等の出資者及び輸入して供給する計画の製造事業者は、事業者の判断により任意で申請者に含むことができます。
1-2	低炭素水素等の卸売事業者は、低炭素水素等利用事業者に該当するのか。	低炭素水素等利用事業者とは、エネルギー又は原材料としての低炭素水素等の利用（水素ステーションの運営事業含む）及びこれに伴う低炭素水素等の貯蔵又は輸送を行う事業者です。卸売事業者は、原則として法第7条第3項に記載のある低炭素水素等供給事業者又は低炭素水素等利用事業者以外の者が行う、低炭素水素等の貯蔵、輸送又は販売を行う事業者（法第7条第3項に規定する者）に該当します。
1-3	低炭素水素等供給事業者と低炭素水素等利用事業者が同一の事業者となることは可能か。	可能です。なお、低炭素水素等を脱炭素化が困難な分野・用途にも供給することは必須の要件としています。
1-4	1つの計画として、国内の複数拠点で低炭素水素等を製造することは認められるのか。	1つの計画として、国内の複数拠点で低炭素水素等を製造することは、原則として認められず、それぞれ別計画として申請してください。ただし、同一事業者が複数の製造拠点を運営する場合において、一カ所以上の製造拠点における年間製造量が1,000t規模以上であり、対象となる複数の製造拠点について、地理的近接性、相互に供給を補う等の運用上の関連性その他の事情を総合的に考慮して一体の事業計画に基づく事業であると認められるものについては1つの計画として申請することも認められます。
1-5	1つの計画として、複数の製造拠点から低炭素水素等を輸入することは支援対象に認められるのか。	海外から低炭素水素等を輸入するにあたり、複数の製造拠点から調達する場合は、それぞれ別計画として申請して下さい。
1-6	供給開始時点では全量をアンモニアで供給し、アンモニアクラッキングが稼働できる状態となった時点で、一部を水素として供給する計画は認められるか。	計画に転換日及び転換後の水素等の供給量が定量的に織り込まれている場合は認定供給等事業計画の範囲内において転換を認めます。
1-7	低炭素水素等の供給を含む海外製造案件に関して、申請前に低炭素水素等の継続的な供給に必要な設備が投資決定済みの場合、支援対象に含まれるのか。	助成対象は原則として認定以降に投資判断に至る案件に限りませんが、既に製造設備部分が投資決定済みの案件であっても、本邦向けの供給が同投資決定において未定の場合などは、支援対象となり得ます。
1-8	副生水素は、低炭素水素等に該当するのか。	法第二条第1項に定められた要件に適合する副生水素は、低炭素水素等に該当します。
1-9	国内で得られた副生水素を供給する事業は低炭素水素等供給事業に該当するのか。	国内で得られた副生水素を供給する場合、低炭素水素等供給事業者は主製品として低炭素水素等の製造を行っていないため、低炭素水素等供給事業者に該当しません。
1-10	外航船への燃料供給は支援対象になるのか。	低炭素水素等の要件には我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められることが含まれており、我が国で二酸化炭素の排出量を計上していない分野・用途への供給は支援対象外です。従って、外航船への燃料供給は支援対象外です。

1-11	計画に記載していない低炭素水素等利用事業者に対する販売は支援対象になるのか。	支援対象外です。計画に記載されていない低炭素水素等利用事業者へ販売する場合は、法第八条に基づき、所定の手続きを行う必要があります。
1-12	認定供給等事業計画に基づき供給する低炭素水素等に代替して同計画外で調達した水素等を低炭素水素等利用事業者へ販売する場合、支援対象になるのか。	支援対象外です。計画に記載されていない方法で調達した水素等を販売する場合は、法第八条に基づき、所定の手続きを行う必要があります。
1-13	基本方針にて必須要件として低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間1,000tを超えることと定められているが、いつ時点で1,000tを超過する必要があるのか。	価格差に着目した支援を受けようとする場合は、2030年度時点で年間1,000t以上を供給する計画である必要があります。ただし、各種設備のコミッショニング等による段階的な供給の立ち上がりには柔軟に対応していく方針です。
1-14	2030年度の供給量は、供給開始日が2030年度のどの時点であっても1,000tの供給が求められるのか。それとも、日割り年換算で1,000tを超過していれば要件は充足されるのか。	2030年度の供給量は日割りで年換算します。供給開始日から2030年度末までの供給量を年換算して1,000tを超える必要があります。
1-15**	告示のパブリックコメントに関して、「発電事業者による発電については、低炭素水素等以外の脱炭素化の手段があり、これに該当しないものと考えられます。」とあるが、石炭火力発電におけるアンモニア混焼等は支援対象外なのか。	ご指摘のパブリックコメントの回答は、発電が脱炭素化が困難な分野・用途に該当するか否かに対する回答であり、発電が支援対象か否かを答えているものではありません。石炭火力発電におけるアンモニア混焼等にむけた低炭素水素等の供給については、支援対象です。
2. 認定申請の方法について		
2-1	申請から認定又は不認定となるまでのスケジュールはどのような想定か。	申請から採択については、専門的知見を有する第三者の意見も聴きながら、条件が揃い、採択可能となった計画から順次、採択を行います。審査結果は、認定等に関する省令第3条に従って、認定の場合は認定書を、不認定の場合は通知書を交付します。申請期間については資源エネルギー庁のウェブサイトでご公表する情報をご確認ください。
2-2	申請時に提出した申請書一式は一般公開されないか。	計画が認定された場合に限り、認定の日付、低炭素水素等供給等事業計画認定番号、認定供給等事業者の名称及び認定供給等事業計画の概要が公表されます。従って、申請書一式は公表されません。
2-3	価格差に着目した支援制度と拠点整備支援制度の両制度に申請を行う場合、別計画として申請をすることは可能か。	両制度の申請を希望する場合、現時点では拠点整備支援とは別計画で申請してください。なお、今後、両制度を1つの計画として申請できるようになる場合もあります。
2-4	本制度の申請後に拠点整備支援及び長期脱炭素電源オークション等の他制度が不認定となった場合など、認定前に本制度の申請取り下げは可能か。また、認定後の認定供給等事業計画の廃止が認められるか。	認定前の場合は、計画の申請を取り下げることが可能です。認定後の場合、申請者による自由な計画の取下げはできません。認定事業者が辞退する場合を含め、認定供給等事業計画に沿った事業継続が困難と判断された場合、認定取消しになる場合があります。ただし、他制度が不認定になったことにより認定取り消しを行った場合は、助成金の交付前であれば、補助金返還等の経済的ペナルティは求めません。
2-5	申請以降の計画変更は可能か。	計画の申請から認定までの間、申請者による自由な申請内容の修正は認められないため、内容を精査してご提出ください。なお、経済産業省との協議を踏まえ認められた申請情報のアップデートや、経済産業省の補正指示に基づく申請内容の修正は認められます。認定後は、法第八条に基づく所定の手続きを行う必要があります。

2-6	不可抗力事由の対象となる事象は何か。また、不可抗力事象が発生した場合に、助成金の交付の対象となる低炭素水素等供給事業の実施期間（以下、「支援期間」）の延長等の措置を受けることは可能か。	不可抗力事由と認められる場合は、認定供給等事業者が注意を怠らなかったにもかかわらず、①予見不可能な法令・政策の変更又は政府・機構の措置若しくは不作為に起因するあらゆる事象・状況、②自然災害（周辺インフラ利用不能等）、③戦争等により、認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業の実施が困難となった場合です。不可抗力事由が発生した場合、JOGMEC及び経済産業省と対応を協議することができます。また、JOGMEC及び経済産業省が認めるときは、当該不可抗力事象が存続し、助成金の支払が行われなかった期間を上限として、支援総額が変わらないと見込まれる場合に、支援期間の延長が可能となります。認定供給等事業者の責めに帰さない不可抗力事由以外の事由により、認定供給等事業計画に係る低炭素水素等供給等事業の実施が困難となった場合、政策趣旨に資するときに限り、不可抗力事由に準ずる対応が可能です。
2-7	申請に際して提出する書類のうち、その内容に明確な定めのない書類は、どのような基準で提出すべきか。	申請書に記載されている内容の正当性を疎明できる書類を任意でご提出ください。なお、審査の過程で追加資料の提出を求める場合があります。
2-8	複数の利用事業者のうち、共同申請者となる利用事業者はどのように決定すべきか。	共同申請者となる利用事業者について要件は設定しませんが、水素等の利用を通じたGXの実現を目指す制度であることを鑑み、計画全体の中で主として利用が見込まれる事業者や脱炭素化が困難な分野・用途に水素等を利用する事業者等が共同申請者となることを想定しています。
2-9	複数の低炭素水素等供給事業者が同一の製造拠点で低炭素水素等を製造するも、その後の供給過程が異なる場合に、別計画として申請することは可能か。	別計画として申請可能です。その場合は、個別案件として審査するため、片方の計画が認定されない場合に、もう片方の計画が実行できない場合等は事業の実現性面で評価が下がり得ます。
2-10	情報管理の観点から1つの計画であっても低炭素水素等供給等事業者の各事業体がそれぞれの記入部分を別々に申請することは認められるのか。	同一の計画を別々に申請することは認められず、代表申請者が情報を統合してご提出下さい。全申請者が申請書に記載された全ての情報を把握している必要はございません。
2-11	申請開始以降、経済産業省に対する接触制限を設けるのか。	申請開始以降も、制度内容の確認等で相談することは可能です。詳細は資源エネルギー庁のウェブサイトでご公表する情報をご確認ください。
2-12	申請書は日本語以外での記載も可能か。また、添付資料についても日本語以外の書類を提出することは可能か。	申請書は日本語での記載をお願いします。なお、添付書類については英語の記載も可としますが、日本語で概要を付してください。
2-13	申請書に記載する事項に関して、全ての関係者から同意を得ている必要はあるのか。	申請書に記載する事項は、その交渉状況を含め事実を記載ください。申請書の内容と異なる事実関係が判明した場合、認定前であれば不認定、認定後であれば認定取り消し及び助成金返還の対象となり得ます。
2-14*	海外からアンモニアを輸入し、国内でアンモニアクラッキングを行う場合、アンモニアクラッキングを行う事業はどのように申請を行えば良いのか。	アンモニアの輸入及びアンモニアクラッキングによる水素の供給が同一計画に含まれる申請は、「水素を輸入して供給する事業」としても「水素を国内で製造して供給する事業」としても見なすことができます。他方、輸入する計画とアンモニアクラッキングを行う計画が別計画として申請される場合は、輸入事業を行わないため、「水素を国内で製造して供給する事業」となります。その上で、例えば次の申請の仕方が想定されます。 ①同一計画として、アンモニアを輸入する事業と国内でアンモニアクラッキングを行う事業を低炭素水素等供給事業として申請。なお、アンモニアクラッキングをアンモニアの輸入を行う事業者とは別の事業者（アンモニアの輸入を行う事業者の委託を受けてクラッキングを行う事業者は除く）が行う場合、水素を国内で製造する事業者として、同事業者が低炭素水素等供給事業者になる必要があります。 ②アンモニアを輸入する事業と国内でアンモニアクラッキングを行う事業を別計画として申請。
2-15**	Gビズで計画の申請手続きを行えるのはどの事業者か。	申請だけでなく計画変更において必要な手続きもGビズ上で行うため、代表申請者が申請をしてください。なお、代理申請は認めていません。
2-16**	申請時に提出する情報はどのように取り扱うのか。	申請のあった低炭素水素等事業計画及び添付書類、審査期間中にヒアリング等を通じて提供のあった情報に関しては、国家公務員法第百条等の法令を遵守し適正な管理を行います。

3. 支援措置の条件・対象について		
3-1	申請以降の基準価格の変更は可能か。	基準価格の算定式の見直しは原則として認めません。ただし、革新的技術の実装や当該助成事業に伴う他市場からの継続的な収益が生じるなど、合理的な理由により基準価格の低減が見込まれる場合には、認定供給等事業計画に従い、例外的に見直しを行います。
3-2*	最終投資決定前に発生する費用（認定後に発生するFEED費用及びその他コンサル費用等）を基準価格に積算することは可能か。	価格差に着目した支援は、商用サプライチェーンの構築に向けた検討熟度が高い計画を評価する制度であり、最終投資決定に近い計画の申請を想定しています。そのため、当該計画における上流の最終投資決定以前に発生した費用は、基準価格の積算対象外です。なお、建設費に関し、長納期等の理由から先行して発注している場合も基準価格の積算対象になり得ます。
3-3	低炭素水素等を輸入して供給する計画において、外航船での二港揚げ又は内航船での転送に要する費用を輸送費として基準価格に積算することは可能か。	外航船による二港揚げに要する費用は支援対象の費用です。一方、内航船等での二次輸送に要する費用は支援対象外の費用となります。
3-4	1つの計画において、同一の製造拠点から製造された低炭素水素等の一部を改質（アンモニアクラッキング等）して各低炭素水素等利用事業者に販売する場合、基準価格が複数となることは認められるのか。	低炭素水素等の種類毎に基準価格を複数設定することは認められます。
3-5	支援期間に受領する助成金に関して、原材料価格及び為替等は公表指標に連動した調整が認められているが、年度ごとの助成金の支援上限はあるのか。	供給実施年度の前年度6月に取得可能な最新12ヶ月分の基準価格及び参照価格の平均価格の差に、事前にJOGMECへ提出する単年度計画で定めた供給実施年度の供給予定量に乗じて、それに1.5を乗じた金額を供給実施年度の支援上限とします。詳細は、交付要綱等を確認ください。
3-6	操業中、認定供給等事業計画に定めた年度ごとの供給量に対して供給実績が変動することが予想されるが、目標値を超過した場合に同超過分も支援対象に認められるのか。	認定供給等事業計画に定めた年度ごとの供給量を供給実績が上回る場合、【2-5】の手続きに従い当該年度の支援対象として認められる場合がありますが、通常単年度の支援上限は【3-5】の通りになります。また、支援期間全体を通じた支援対象となる低炭素水素等の総供給量は、認定供給等事業計画に記載された支援期間全体の総供給量を上限とします。
3-7	低炭素水素等の供給開始が計画から遅延し、かつ2030年度を超える場合は、支援期間の変更が認められるのか。 また、低炭素水素等の供給開始が計画から遅延するも、2030年度を超えない場合は如何か。	本制度は認定供給等事業計画に従って低炭素水素等を供給する事業を支援するため、供給開始が遅延した場合、支援期間を変更するためには、法第八条に基づいて供給開始日及び同日から起算する支援期間の変更の手続きを行う必要があります。供給開始が2030年度を超える場合は、供給開始日及び同日から起算する支援期間の変更が認められない可能性があります。
3-8	基本方針に要件の一つとして「鉄鋼・化学・運輸といった脱炭素化が困難な分野・用途に供給していること。」と定められているが、上記産業は例示でありこれら以外の産業も支援対象に含まれるのか。	鉄鋼・化学・運輸は例示であり、低炭素水素等によらなければ脱炭素化が困難な分野・用途への供給が支援対象となります。
3-9	産業用の自家発電は脱炭素化が困難な分野・用途に該当するのか。	同一所内での利用を目的とした自家発電は脱炭素化が困難な分野・用途に該当します。
3-10	申請時に供給する低炭素水素等の全量に対して低炭素水素等利用事業者を確保する必要があるか。	支援期間中の全量に対して供給先を記載する必要があります。必ずしも申請時まで低炭素水素等利用事業者と売買契約の締結までに至っている必要はありませんが、認定供給等事業計画の期間に亘って供給の確度が高い計画を評価します。
3-11	共同申請者となる低炭素水素等利用事業者には、何らか責任が課されるのか。	認定供給等事業計画に従った低炭素水素等利用事業の実施、申請者として定められた手続きの履行等の実施主体としての責務が生じます。
3-12	計画の申請後にSPC等を新設し、申請者となっている低炭素水素等供給事業者が当該SPC等に対して低炭素水素等供給事業を事業譲渡することは可能か。	申請から認定されるまでの間は、【2-5】の回答と同様です。認定後は法第九条に基づき、所定の手続きを行い、主務大臣の承認を受けた場合は、事業譲渡が可能です。主務大臣の承認に当たっては、認定供給等事業計画が当該変更後も基本方針等に則した内容で遂行されること等を要件とします。

3-13	同一の計画において複数の地点に低炭素水素等を供給する際、各供給地点で脱炭素化が困難な分野・用途に属する需要家に供給することが求められるのか。	計画全体の中で脱炭素化が困難な分野・用途に属する需要家が存在することを求め、各地点に同需要家が存在する必要はありません。計画全体として、供給する低炭素水素等をどのような用途に供給しているかは評価の対象となります。
3-14 ^{*,**}	SPC等を低炭素等供給事業者にする場合、同SPC等の出資者に外資系企業を招聘することは可能か。	同SPC等の出資者に外資系企業を招聘することは可能であり、出資比率、出資者の国籍及び同SPC等の国籍の制限はありません。
3-15	低炭素水素等供給事業者はGXリーグへの加入又はそれに準じた取組を求めるとのことだが、SPC等が低炭素水素等供給事業者となる場合、GXリーグへの加入等は不要か。	基本方針に記載の通り、支援を受けようとする低炭素水素等供給事業者は、二酸化炭素の排出を削減するための取組を求めます。
3-16	炭素集約度の実績が法律施行規則第3条で定める各低炭素水素等の1kgの製造に伴って排出される二酸化炭素の量（以下、「基準値」）を上回った場合は支援対象外となるのか。	炭素集約度の実績が基準値を超過した場合は、原則として支援の対象外であり、計画に記載した炭素集約度が実績を継続的に上回っている場合は、認定取り消しの対象になり得ます。ただし、一時的な炭素集約度の基準超過を、事業者負担により、適切と認められるクレジット調達等で基準値以下に補正した場合に支援対象とすることについて、今後のクレジットの要件等に関する国際的な議論を踏まえながら、検討します。また、その場合、クレジット調達に要した費用は支援の対象外です。なお、クレジット調達等を前提とする計画は支援対象になりません。
3-17	水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量を一定の値以下にするために非化石証書の購入を検討しているが支援対象に含まれるのか。	判断基準の通りに非化石証書に準ずる証書の使用は認められています。非化石証書に準ずる証書とは、ISO14064-1:2018のAnnex Eに規定されている基準を満たす等、電源情報を確認できる証書を想定しております。
3-18	法第八条で定める軽微な変更にはどのような事象が該当するのか。	同条に定める軽微な変更には、認定供給等事業者の氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更、その他認定供給等事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更が該当します。
3-19 [*]	合成メタンの炭素集約度はサプライチェーン全体で算定するが、都市ガス製造時に熱量調整で添加したLPG等によるCO2の排出も炭素集約度の算定に含めるのか。	法律施行規則第三条第四項第一号に規定するとおり、合成メタンの炭素集約度は製造、液化、輸送、貯蔵及び利用が算定範囲です。熱量調整で添加したLPG等については、算定の対象外です。
3-20	国内で製造し供給する事業において、【1-5】の要件を満たす前提で複数拠点での製造を実施する場合、炭素集約度の算定は製造拠点毎に算定するのか。	製造拠点毎に炭素集約度の算定が必要になります。
3-21	助成金の交付の対象となる低炭素水素等供給事業が終了した日の翌日から起算して10年間に亘り行う供給に関して、最低供給量等の供給条件はあるのか。また、経済性を確保できる市場が形成されていない場合等に備えて停止条件等を予め計画に含めることは認められるのか。	当該期間の供給量は、助成金交付期間終了時の供給量を維持・拡大することが期待されますが、低炭素水素等供給等事業計画において任意に定めることが可能です。認定供給等事業計画に従って低炭素水素等の供給が困難な場合には、法第八条に基づく所定の手続きを行う必要があります。協議の結果、変更が認められないにも拘わらず、供給量が認定供給等事業計画に記載した量に満たない場合には、認定取消及び助成金の返還の対象となります。また、低炭素水素等供給等事業計画に予め停止条件等を設定することは認められません。
3-22	助成金の返還対象となり得る事象はなにか。	助成金の交付対象となった低炭素水素等の計画記載外への販売、供給事業者の故意の供給途絶等、認定供給等事業計画に従った事業運営が行われていないと認められる場合に、助成金の全部又は一部の返還を求める可能性があります。
3-23	初期投資相当額に先行的な支援があるのか。	先行的な助成金の交付により、基準価格が低減され、助成総額の減少が見込まれる計画に限り、建設費の見込み額の1/2を上限に支援する場合があります。先行的な支援は、低炭素水素等供給事業者の所在地における税制等を総合的に勘案して、段階的な初期投資の支払いに応じた分割交付又は全初期投資の支払い完了後の一括交付により行います。なお、低炭素水素等の供給が計画どおりに実施されない場合は交付済みの助成額を上限として、助成金の返還を求めることがあります。

3-24*	先行助成対象費用はどの事業体が受領するのか。	低炭素水素等供給事業者のうち、低炭素水素等の国内製造、又は輸入して供給を行う事業者です。
3-25**	先行助成対象費用として積算することができる費用はなにか。	先行助成対象費用として積算可能な費目は、基準価格の建設費（B1）に積算可能な費目と同じです。また、申請者となっている低炭素水素等供給事業者が出資するSPC等で発生する建設費については、個別案件次第ですが、原則として、借入金の有無に関わらず当該建設費総額に対して出資比率に応じた額を積算できます。
3-26*	先行助成対象費用を希望する場合、提出する書類は何か。また、先行助成対象費用は希望をすれば受領できるのか。	先行助成対象費用を受領する場合と受領しない場合の基準価格及びそれらの根拠となるキャッシュフロー並びにEPC事業者に対する支払スケジュールを示した書類をご提出ください。その上で、先行助成対象費用を支払うことによる価格低減効果、技術リスク等を総合的に評価して、支援有無を判断し、認定時に確定します。
3-27*	先行助成対象費用を確定するに当たって参照する為替はいつ時点か。	先行助成対象費用に対応する建設費を事業者が支払った月の為替を参照します。
3-28	基準価格に織り込む建設費について、特命発注による見積金額を基準価格に積算することは可能か。	建設費に限らず全ての費用に関して、一般の競争に付することが著しく困難又は不適当である場合は匿名発注による見積金額の積算が認められます。それ以外は費用の妥当性を確認する観点から一般の競争に付すことを求めます。
3-29	認定供給等事業計画に記載のない収益を得た場合に、返還義務等は生じるのか。	認定供給等事業計画に付随して収益を得た場合は、当該収益を納付金として納付を求めることがあります。なお、継続的に収益が発生するなど、合理的な理由により基準価格の低減が見込まれる場合は計画変更を指示する可能性があります。
3-30	審査時にどのような内容をどの程度評価するか（財務状況、資産規模、本邦企業の資本比率、技術成熟度、支援総額、供給開始時期、オフテイクの確保等）。また定性的な評価項目については、どこまで疎明する必要があるか。	計画の評価については、法第7条5項に基づき、基本方針等との適合性等を総合評価します。その際、例えば、事業実現の確実性が高い計画であっても費用等が不当に高額である、GX実現に資する計画であっても契約や許認可等の見込が立っていない等、一部の項目が高評価であっても総合的には高く評価することが難しいケースが想定されるため、単一の項目のみで単純に比較することは困難であり、また、同一の条件であってもその評価は他の事業環境により変わり得るため一概に評価の優劣や目安をお示しすることはできません。
3-31	判断基準にて、低炭素水素等の製造等に伴って排出される二酸化炭素の量の算定方法は、国際標準化機構が定める規格で算定することとあるが、具体的に何を指すのか。	現時点では、ISO14067及びISO/TS 19870等の規格が定める方法により、水素等の製造等に伴って排出される温室効果ガスを算定いただくことを想定しています。
3-32**	どのような頻度で助成金が支払われるのか。	毎年度3月末までに、当該助成対象年度（1月～12月の1年間）における低炭素水素等の供給実績及び炭素集約度等を確認し、助成金の額が定まった後に支払いを行います。また、資金繰りの安定化等の必要があると認められる場合には、最大で年3回、原則、四半期毎に概算払を受けることができます。なお、四半期毎の概算払に当たっても、供給実績及び炭素集約度（概算払時については、第三者機関による確認は不要）等に関する報告を求めます。
3-33	計画に従って供給する低炭素水素等と同計画外で供給する水素等を輸送等に際して混合することは認められるのか。	輸送等の際に低炭素水素等と同計画外で供給する水素等を混合した場合であっても、混合前のそれぞれの水素等についての炭素集約度と量が峻別でき、その根拠を合理的に示せる場合は、混合前と同量の低炭素水素等の供給を支援対象に認めます。
3-34	試運転期間は支援期間に含まれるのか。	認定供給等事業計画において任意に供給開始日を設定できるので、試運転期間を支援期間に含めることができます。その場合、支援期間を供給開始日から起算します。
3-35	2031年度以降、段階的に立ち上がる需要は支援対象になるのか。	価格差に着目した支援は、2030年度までに供給を開始する見込みの計画を15年間支援する制度であるため、2030年度までに利用開始を見込む低炭素水素等利用事業を計画の対象として想定しています。ただし、当初の計画の供給量を維持しながら、利用事業者の入れ替えが生じる場合や各種設備のコミッション等による段階的な供給の立ち上がりには柔軟に対応していく方針です。

3-36 ^{*,**}	需要毎に支援対象となる供給開始日の起算日を変えることはできるのか。	原則として、需要毎に供給開始日の起算日を変えることはできません。ただし、2030年度までに段階的な供給を開始することが、低炭素水素等の早期導入に貢献し、低炭素水素等供給事業の効率的・効果的な実施に資すると認められる場合には、2030年度よりも前の年度ごとに供給開始日を設けることができます。なお、この場合、支援終了後の10年間に亘り供給を継続する期間の起算日は、助成金の交付の対象となる最後の低炭素水素等供給事業が終了した日の翌日です。
3-37 ^{***}	CCSを実施することにより炭素集約度を低減させる計画において、助成金を受領した後に貯留したCO2が漏洩し、過去の炭素集約度の実績に当該漏洩分を加味すると基準値を超過することが判明した場合、助成金の返還対象になるのか。また、助成金を受領前に上記状況となった場合、炭素集約度の基準値を超過した分のクレジット調達等を行うことで支援対象になるのか。	万が一、CCSにより貯留したCO2が漏洩したことにより炭素集約度が基準値を超過する場合は支援対象外になります。なお、ISO及び現地国のルールに基づき、適切に貯留・モニタリング等を行っていたにも関わらず、事業者が予見・回避できない事象によりCO2の漏洩が発生したとJOGMECが認めた場合は、交付規程第39条の助成事業者の帰責に因らない事象に該当するとみなし得ます。
3-38	安全に関する法令の許認可等の取得見込みについて、計画認定の後、適用法令や許認可時期が変更等した場合、どうなるのか。	保安法令の許認可等の取得について、計画認定の後、適用法令や許認可時期等が変更になったとしても、直ちに認定を取り消されることはありません。ただし、安全に関する法令の許認可等の取得について適切に実施されているか計画認定後も必要に応じ確認させていただくとともに、認定供給等事業計画に従って低炭素等水素等供給事業が実施されていないと認められるときは、事業実施が困難として認定を取り消す場合があります。
3-39 [*]	助成金を外貨で受領することはできるのか。	できません。
3-40 [*]	省令のパブリックコメントに関して、「拠点候補を複数記載している計画は、事業実施の確実性の面で劣後する評価となります。」とあるが、常に低評価となるのか。	供給する拠点が定まっておらず、候補として複数記載され、変更余地が残っている場合は、事業の確実性の面で評価が劣後します。一方で、特定の拠点の利用が確実に見込まれ、拠点形成の蓋然性が見込まれる計画は、二港揚げにより複数港への供給が見込まれる場合であっても、評価が低くなることはありません。
3-41 [*]	どのような場合に収益の納付が求められるのか。	以下に該当する場合は、年度ごとに定められた額の納付を求めます。 ・年度における助成対象費用の総額が負となった場合、負となった額 ・交付の目的外において、助成事業に付随して得た収益
3-42 [*]	申請書記載要綱に「建設完了時に未使用の予備費を控除する観点から、 $B1 \times \beta 1$ が実績値となる様に、 $\beta 1$ を置き換える」とあるが $\beta 1$ が1を下回って置き換えることはあるのか。	$B1$ （建設費） $\times \beta 1$ （予備費相当の係数）が実績値となる様に、 $\beta 1$ を置き換えるため、 $\beta 1$ が1を下回る場合があります。
3-43 [*]	海外からアンモニアを輸入し、国内でアンモニアクラッキングを行うとき、「水素を輸入して供給する事業」として申請する場合と、「水素を国内で製造して供給する事業」として申請する場合で、炭素集約度の測定範囲は変わるのか。	海外からアンモニアを輸入し、国内でアンモニアクラッキングを行うときは、「水素を輸入して供給する事業」又は「水素を国内で製造して供給する事業」のいずれの場合においても、炭素集約度の測定範囲は、海外の水素製造までのWell to Gateであり、 $3.4\text{kg-CO}_2\text{e/kg-H}_2$ を下回る必要があります。
3-44 [*]	計画の申請以降に、低炭素水素等供給事業者となるSPC等の出資者の変更は可能か。また、変更にあたり必要な手続きは何か。	申請から認定されるまでの間は、【2-5】の回答と同様です。認定後において、SPC等の出資者の変更は可能です。SPC等の出資者を変更する場合は、法第八条に基づく所定の手続きを行う必要があります。当該変更にあたっては、認定供給等事業計画が当該変更後も基本方針等に照らして適切な内容で遂行されること等を要件とします。
3-45 [*]	助成金の支援対象となる供給量はどの時点で確定するのか。	低炭素水素等利用事業者に引き渡しを行った時点です。なお、助成金額の算定に当たって、引き渡し時点における利用用途ごとの利用予定量を記載した用途証明の提出を求めます。
3-46 ^{*,**,*}	助成金を受領主体である低炭素水素等の国内製造、又は輸入して供給を行う事業者がSPC等の場合、当該SPC等の親会社は何らか義務の履行が求められるのか。	助成金の適正な交付を行うため、助成事業者がSPCである場合や認定後SPCを新たに設立し、承継手続きを行う場合等において、当該助成事業者の親会社等の弁済能力を有する事業者に対して、助成金の返還その他の交付決定等に関連して行う処分により生じる義務の履行を求めることがあります。そのため、同SPCにおいて将来的に助成金返還事由が発生した場合に上記義務の履行に係る保証の差入れを行う旨の誓約を、認定に際し求めます。

3-47**	請求書等の各種証憑を提出後、どれぐらいの期間で助成金が交付されるのか。	助成金の支払いについては、不備のない概算払請求書及び各種証票をご提出いただいてから、1ヶ月を目処として月末に支払うことを想定しています。年度末の精算については、2月末までに通年の実績報告書及び証票を提出いただき、JOGMECによる確定検査を経て、3月末までに支払うことを想定しています。
3-48**	基準価格の利益に上限はあるのか。	基準価格の利益は一律な上限を設けませんが、案件の性質を踏まえた適切な設定を求めます。なお、いたずらに高額な基準価格となれば評価の際に不利に働くとともに、基準価格の算定の妥当性も含め、専門的知見を有する第三者の意見を聴きつつ評価いたします。
3-49**	SPC等を組成する計画において、同SPC等の出資者に業務委託等をする場合、委託料等に利益を含めることはできるのか。	同SPC等の出資者に同SPC等が業務委託等を行う場合、委託料等に利益を含めることは可能ですが、委託料等の適切性は確認します。
3-50**	ある低炭素水素等利用事業者が複数の低炭素水素等供給等事業計画において低炭素水素等利用事業者になる場合に、各計画で需要量の全量を記載することは可能か。	低炭素水素等利用事業者が複数の計画に、特定の同一の利用を想定して計画を記載することは可能ですが、全ての計画が採択された場合は、認定された利用量の全量を利用する必要があります。また、全量の利用が見込めない場合等には、需給の確度の観点で評価が劣化する可能性もあります。
3-51**	告示のパブリックコメントに関して、「供給継続が可能な状況であるにも関わらず、故意に供給継続を怠るといった場合は、計画変更は認められず、計画に従った供給事業を行っていないことを理由に、認定取消及び助成金の返還の対象となります。」とあるが、どのような場合が、供給継続が可能な状況であるにも関わらず、故意に供給継続を怠っていると判断されるのか。	供給継続違反による交付決定の取消は、供給継続が可能な状況であるにも関わらず、故意又は過失により供給継続を怠ると認められる場合に行います。供給継続が可能な状況であるかどうかは、供給事業者が支援終了後、認定供給等事業計画の記載に基づき、自立に向け、支援期間中の投資回収を踏まえた最小限の利益設定等による価格低減策、及び取り得る需要家開拓策等を全て実施し尽くしたにも関わらず、そのときの市場環境における当該案件の競争力を踏まえ、供給継続が困難とJOGMECが認める状況であるかどうかにより判断します。
4. 定期報告について		
4-1*	操業開始後に炭素集約度の提出義務はあるのか。提出義務がある場合は提出頻度はどの程度か。	年度毎にJOGMECが指定する日までに十分な審査能力を有する外部評価機関によって確認を受けた炭素集約度の実績報告を求めます。なお、年間3回を上限とする概算払を受領する場合は、その都度、炭素集約度の実績報告を求めますが、外部評価機関による確認は上記の年度報告を除き不要です。
4-2	基準価格に含まれる継続的な供給に必要な費用に関して、支援期間中に実費の確認が求められるのか。	原則として発生した実費の定期報告は求めません。別途、計画の進捗管理のために必要な年度報告を求めます。
4-3	国内で製造して供給する事業においては製造実績、海外から輸入して供給する事業においては調達先の製造実績及び輸入実績の確認を行うのか。	計画の進捗管理のため、いずれの場合においても製造実績の確認を行います。輸入する事業においては輸入実績の確認も行います。

* : 2024/11/22 追加・修正を実施

** : 2024/12/26 追加・修正を実施

*** : 2025/2/28 追加・修正を実施